

東 関 第 1 9 3 号

通 関 業 許 可 証

住 所 兵庫県神戸市垂水区塩屋町七丁目1番11号
名 称 ニッケル・エンド・ライオンズ 株式会社
取締役社長 中 島 茂 樹

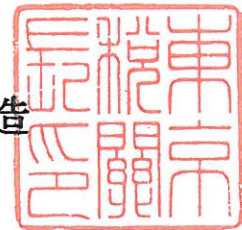
平成20年3月17日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

記

- 1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地
 - i 主たる営業所 ニッケル・エンド・ライオンズ 株式会社
東京支店
東京都港区新橋六丁目9番5号 JBビル2階
 - ii その他の営業所 なし
- 2 条件 なし

平成20年4月1日

東京税関長 浜 田 恵 造



- (注) (1) 法第34条第1項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。
- (2) この許可証に付された条件の変更を求める場合は、許可条件変更申請書(税関様式B第1010号)2通を当該許可を受けた税関長に提出しなければなりません。